

業務指示書

インドネシア国ジャワ北幹線における都市間鉄道準高速化に向けた情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月14日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月19日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入れの代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者についてでは、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉄道事業にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／鉄道・交通計画（1））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：鉄道・交通計画にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 運行・車両・車両基地計画】

1) 類似業務の経験：運行・車両・車両基地計画にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野・信号・通信計画】

- 1) 類似業務の経験：信号・通信計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月23日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008361 円 , US\$1 = 111.326 円 , EUR1 = 124.403 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／鉄道・交通計画（1）
運行・車両・車両基地計画
信号・通信計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.42 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

(3) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月6日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
インドネシア国ジャワ北幹線における都市間鉄道準高速化に向けた情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／鉄道・交通計画(1)	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 運行・車両・車両基地計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 信号・通信計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景：

近年、インドネシア共和国（以下、「イ」国とする）では人口増加と経済の活性化に伴い、都市内道路や都市間の高速道路での渋滞が慢性化・深刻化しており、過度な自動車依存から脱却するため、短時間で大量の旅客移動を可能にする都市間の代替交通機関を整備する必要性が急速に高まっている。こうした課題に応えるべく、我が国はこれまで既存線の電化や複線化、複々線化に加え、ジャカルタ市内の地下鉄建設等にも協力を行ってきている。また、「経済開発迅速化・拡大マスターplan (Master Plan Acceleration and Expansion of Indonesia Economic Development 2011-2015 : MP3EI)」では、年7～9%の経済成長を達成すべく、ジャワ経済回廊を含む6つの経済回廊を基にした地域経済開発をその戦略の一つに掲げており、中でもジャカルタからスラバヤを含むジャワ島北側の地域をその開発の中心に据えるとされており、旅客・物流を含む当該区間の鉄道輸送能力強化の必要性は高い。

現在、「イ」国における鉄道はジャワ島とスマトラ島に敷設されており、営業距離は4,675kmである。ジャワ島には北線、南線及びバンドン線という3本の幹線鉄道があり、うち北幹線は首都ジャカルタとジャワ島東部の「イ」国第2の都市スラバヤをスマラン経由で結ぶ、全長約751km（およそ東京から岡山間に匹敵）の路線であり、すでに全線複線化が完了し、最高速度100km/h、所要時間9時間で結ばれている。しかしながら、昨年2016年12月に「イ」国政府（フルット海洋担当調整大臣及びブディ運輸大臣）から、日本政府（石井国土交通大臣）に対し、同区間を最高速度150～160km/h、所要時間5～6時間で結ぶ準高速化に向けた協力依頼がなされ、その後、2017年1月の両国首脳会談においても、「イ」国側から左記の事業化に向け、日本側からの事業提案を期待する旨の発言がなされた。

以上を踏まえ、今後「イ」国の経済発展に伴い、益々増えるであろう都市間鉄道の準高速化に向けたニーズに対応すべく、既存の幹線鉄道の準高速化を図るまでの現状課題や我が国としての協力の可能性を検証するための基礎情報収集・確認調査を行う必要性が生じている。

2. 調査の目的：

「イ」国の既存の鉄道の準高速化に向けた課題の整理と今後の協力の可能性を検証するため、首都ジャカルタと第2の都市スラバヤを結ぶ751キロメートルのジャワ北幹線鉄道の準高速化を念頭に、現在の鉄道輸送の状況や各種設備の状況等の既存の情報を収集・分析する。その上で、「イ」国側が同区間において目指す準高速化の達成に向けて、段階的な実施計画を想定した複数のオプションの提示を本調査の目的とする。

3. 調査対象地域：

ジャカルタ～スラバヤ間のジャワ北幹線鉄道およびその沿線

4. 主な相手国調査対象機関：

運輸省鉄道総局、科学技術応用評価庁

5. 業務の範囲：

本調査の実施にあたっては、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「7. 調査の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成してJICA及び実施機関等に提出するものとする。

6. 調査方針及び留意事項：

(1) 調査の位置づけ

すでに全線複線化された同区間の既存の鉄道輸送の状況や各種設備の状況について既存資料を通じて確認する。その際、「イ」国側が目指す準高速化の条件に配慮しつつも、本邦技術の適用を前提として、他の交通手段（航空、道路、海運）との競合に伴う需要予測や収益見込み、さらに旅客及び貨物などの輸送対象による比較など、複数の側面から準高速化実施の妥当性・経済性を分析し、本調査後の円借款事業としての案件形成に向けた協力準備調査の基礎資料となるようなデータの収集・分析、さらに最適と思われる段階的な事業実施を想定した複数のオプションの提示と左記オプションの概算事業費の積算及び評価を行う。

なお、本調査に続く協力準備調査において、本調査で提示された複数オプションの詳細な比較検討を行い、最適なオプションについてその事業妥当性の調査・検討を行うことが予定されている。

(2) 「イ」国側の準高速化の条件

以下の条件に配慮しつつも、本邦技術の適用を最大限考慮した複数の事業オプションを事業効果の観点から比較検討し、概算事業費とともに提示する。

- ・ ジャカルタースラバヤ間の移動時間を現在9時間から5時間程度に短縮。
- ・ 環境面への配慮や将来性を見越した全線電化。
- ・ 踏切解消のための線路の高架化（既存の地上線も合わせて活用）。
- ・ スマランの東西で、第1期、第2期と期分けして、段階的に事業を実施。
- ・ 新線建設も含む事業オプションの検討。

(3) インドネシア共和国政府機関関係者への調査結果の共有について

本調査結果については、「イ」国政府機関関係者に共有すること。但し、本調査はあくまでも今後の支援を検討するための基礎資料の作成を目的として実施するものであり、特定の協力プログラム形成、個別案件の発掘・形成を確約するものではないことから、相手国政府機関に過度な期待を持たせないよう留意すること。

(4) 先方調査との連携について

「イ」国政府も運輸省が2017年5月から2017年11月末にかけて、科学技術応用評価庁（以下、BPPTとする）に業務委託する形で、ジャカルタースラバヤ間の準高速化に係るPre F/Sを実施する予定である。すでに国土交通省を筆頭とする日本側調査団が、2017年4月に「イ」国政府と協議を行い、左記協議をもって両国間共同での取り組みが

開始され、日本側はJICAによる本調査をもって対応することを説明している。本調査の実施にあたっては、運輸省やBPPT側の調査と連携しながら、データ収集や調査結果の共有を行うこととする。

(5) 日本政府による「イ」国政府との協議結果の活用

本調査に係る分析に際し、日本政府による「イ」国政府側との協議結果について、十分配慮しつつ、情報収集および分析を行うこととする。

(6) 情報の取り扱いについて

7. 調査内容（2）現地調査 6) 駅周辺開発の可能性の検証にかかる開発関連の情報の取り扱いについては十分に注意する必要がある。また、開発の提案の前提として本邦（および「イ」国）の開発事業者の関心についても確認する必要がある。

7. 調査内容：

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成

1) 関連資料・情報の収集・分析

「イ」国政府、JICA、国際機関等の関連資料を参考し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) インセプション・レポート・質問票の作成

上述の結果や調査にあたって、必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。

3) 事前協議への参加

現地調査実施前にJICAが開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプション・レポート、質問票の内容について説明・協議を行う。

(2) 現地調査

1) 在インドネシア共和国日本国大使館及びJICAインドネシア事務所への調査概要説明

事前会議の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、調査の概要、調査計画等につき、JICAインドネシア事務所に説明を行う。

2) 調査対象期間への調査概要説明と質問票の送付・取付・集計・分析

インセプション・レポートに基づき、主な調査対象機関に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。また、事前に作成した質問票について「イ」国関係機関に事前に送付し、調査実施時までに取り付け、集計するとともに、分析を行う。

3) 「イ」国運輸交通セクターに係る既存の情報収集・整理

ア) 上位計画レビュー

運輸交通及び都市計画に係る上位計画を入手・分析する。具体的には、「経済開発迅速化・拡大マスターplan (2011-2025)」、「国家鉄道マスターplan」、「中期開発5カ年計画 (2015-2019)」等の上位計画の概要と、左記各種計画における同区間の準高速化事業の位置づけ及び事業実施の妥当性について確認する。

イ) 運輸交通関連データの収集・整理

「イ」国での既往調査・事業等を通じ、「イ」国全体及びジャカルタ-スラバヤ間における交通量、旅客・貨物統計データのレビューに加え、需要予測のベースとなる開業後の人団動態の変化予測の策定、並びにジャカルタ、スラバヤといった主要都市における都市計画のレビューと左記計画におけるジャワ北幹線鉄道準高速化事業の位置づけや実施妥当性について検証する。

ウ) 運輸交通状況分析

ジャカルタ-スラバヤ間における既存及び計画中の運輸交通（鉄道、道路、航空、海運）の概要と、同区間における旅客・物流に係る現状と課題を整理する。

エ) 既存の営業路線の現状

ジャカルタ-スラバヤ間におけるジャワ北幹線鉄道輸送の概要（現行ダイヤ、所要時分、列車編成等）についてレビューし整理する。

オ) 需要予測

既存の交通量データを用いてジャカルタ-スラバヤ間における当該路線の需要予測を実施する。また、実施にあたっては事業オプションごとに当該路線の分担交通量を予測する。

4) 準高速鉄道導入に係る技術的課題の整理

ア) 電化導入可否の検討

同区間の電化を想定した際の課題（沿線の既存電力施設の状況、当該施設からの安定的な電力供給の可否、地形、橋梁、住民移転等）を整理する。

イ) 踏切及び周辺道路の利用状況のレビュー

同区間の踏切の種類、設置場所及び箇所数、踏切と交差する道路の交通量のレビューを行い整理する。

ウ) 導入すべき信号システムの検討

同区間の既存信号の改良、または置き換えの可能性、踏切との連動、その他既存及び新規システムとのインターフェースについてとり得るオプション毎に長所・短所等を整理する。

エ) 構内改良の必要性の整理

同区間の主要5駅（ジャカルタ、ブカシ、チレボン、スマラン、スラバヤ）における構内改良の必要性（主に分岐器交換の可能性）について整理する。

オ) 車両及び車両基地に係る整理

同区間の電化及び準高速化に伴う車両の設計変更の有無や新規高速車両の導入（中古気動車等も含む）を含む新技術適用可能性に係る検証、車両基地の設置場所等について整理する。加えて、新規車両導入に当たっての新規車両基地の必要性及び既

存車両基地の設備による対応の可否（留置等の容量）について確認する。

カ) 運行計画の分析

同区間の準高速化に伴う事業オプション毎の運行計画を比較・分析する。また必要に応じて追い越し施設等の提案を含め整理する。また優等列車等の適切な旅客サービスの提案を含め整理を行う。

キ) 路盤及び軌道強化の必要可否に係る検討

同区間の路盤及び軌道強化が必要となる箇所の状況の整理と、既存の営業線で対応可能な速度の分析を行い整理する。

ク) 高架化対象区間の検討

同区間の既存営業線の運行を前提として、既存営業線の建築限界や交差予定の既設道路、並びに土地の条件や住民占拠状況を踏まえた高架化対象区間の特定（全区間高架化も含む。）を行い整理する。

ケ) 線形計画の整理

同区間の最新の線形データ（アライメントデータ）を入手し、事業オプションに応じた線形改良（曲線部の改良、高架化等）の必要可能性や脱線防止対策を含む線形計画の整理を行う。加えて、用地取得を伴う線形改良については、用地取得の可能性についても検証する。

コ) 建築・設備計画・調達方法の検討

同区間における駅舎改良や各種設備の増設及び改修の必要有無、並びに現地リソースや現地での資機材の調達方法について確認し、整理する。

サ) 土木・施設計画・調達方法の検討

同区間における土木工事及び施設建設の必要有無、並びに資機材の調達方法について確認し、整理する。また、沿線の地質・土木構造物に関する既存情報の収集・分析（但し、地質調査は行わない）を行う。

シ) 電力・変電所計画の整理

同区間の電化及び信号や各種システム導入に際しての必要となる電力及び変電設備について、変電施設の規模、数量、既存の電力施設からの送電方法等を検討し、整理する。

5) 本邦技術適用に係る検討

同区間における本邦技術適用の可能性や、左記の優位性について、本邦及び現地の日本企業（主にメーカーを想定）に確認し、過去の「イ」国や開発途上国での導入実績や効果、初期費用やランニングコスト等について整理する。加えて、現地企業の活用実績（下請け先を想定／個別事例の契約金額総額に対する現地調達率の検証を含む）についても整理する。合わせて、個々の技術のみならず、システム全体としての本邦技術の比較優位性についても整理する。

6) 駅周辺開発の可能性の検証

尼国における土地制度（土地所有権、容積率、土地収用および土地開発関連制度）の情報収集、ジャカルタースラバヤ間における停車予定 5 駅（ジャカルタ、ブカシ、チレボン、スマラン、スラバヤ）における既存の駅周辺部の現在および将来の交通状況、土地利用状況のレビュー、駅周辺部の鉄道用地の利用状況の調査、尼国における大規模開発（商業、工業、スマートシティ等）のレビューを行い、我が国として今後提案

が可能な駅周辺開発について検討・整理する。

7) 事業運営・経営計画の整理

同区間の準高速鉄道事業化を想定した場合の左記事業運営における各関係機関(DGR、PT.Kai等)の役割の整理と運営主体及び運行事業者の経営状況の把握と課題の整理を行う。加えて、同事業実施を想定した「イ」国の鉄道事業全般における収益構造の課題の整理や、鉄道事業外収益を想定した新規サービスの可能性について検証・整理する。

8) 施設整備体制・維持管理体制の整理

同区間の準高速鉄道事業化を想定した場合の事業者の施設整備体制、維持管理体制、設備、職員の技術力等の確認と課題(設備・人材育成等)の整理を行う。

9) 関連法令のレビュー及び法制度整備の必要性の検証

同区間の準高速鉄道事業化を図る上で、新たに土地収用が必要となった場合に準拠すべき法令、さらに電化・高架化に際しての許認可や建築工事に際しての各種安全基準等の法令について整理する。また、準高速鉄道建設・運営・維持管理に際し、現行法制度の改訂の必要有無について整理する。

10) 環境社会配慮調査のレビュー

ジャワ北幹線鉄道の準高速化を事業化するにあたっては、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))上の環境カテゴリ分類はAになることが想定される。当該事業実施の環境許認可取得に必要な環境影響評価報告書(AMDAL)及び用地取得・住民移転計画(LARAP)は事業化F/S段階で作成が見込まれる。よって、JICA環境ガイドラインにおいてカテゴリAの事業に求められるAMDALの作成に必要な基礎情報及びベースラインを、当該事業の実施可能性の確認の観点から収集・整理する。LARAPについては、社会経済調査は行わないが、用地取得及び非自発的住民移転の有無及びその規模の基礎情報を収集し、整理するものとする。

本調査の報告書の作成にあたっては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」を参考にする。また、基礎情報及びベースラインの整理に際しては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B、及び同OP4.12 Annex A等を参照することとする。

環境社会配慮調査に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、可能な限り現地での測定に基づくデータの収集を含む。項目については、JICA環境ガイドライン別紙1「検討する影響のスコープ」を網羅すること。)
- ② (必要に応じて) 上位計画等の環境社会配慮に関する情報・調査結果のレビュー

- ③ インドネシアの鉄道等の類似案件における環境影響評価及び環境管理計画、補償・生計回復支援の実績、並びにこれらのモニタリング結果の情報収集
- ④ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
 - イ) 用地所得や住民移転に係る法令や基準等
 - ウ) 上記ア) 及びイ) に係る JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離及びその解消方法
 - エ) 関係機関の役割
- ⑤ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
 - ア) 本調査内の複数の事業オプションの策定と評価においては、有効な複数案について環境社会配慮面からも比較検討を行う。
 - イ) 選定されたオプション（複数ある場合はすべて）について、スコーピングマトリックスを作成し、評価項目の範囲を検討する。
 - ウ) JICA 環境ガイドラインに沿った AMDAL 及び LARAP 作成に必要となる調査の方法（影響の予測・評価手法及びそれに伴う調査項目・手法）について TOR を作成・整理する。
- ⑥ 必要に応じて、ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）
- ⑦ 既存案件等の経験を踏まえて、インドネシアの環境社会配慮に係る許認可取得や調査のスケジュール案の整理・提案

11) 複数の事業オプションの整理

電化導入の有無及び段階的な準高速化（120km/h～130km/h、150km/h～160km/h）を変数とし、停車駅5駅（ジャカルタ、ブカシ、チレボン、スマラン、スラバヤ）を所与の条件として、本邦技術適用度合、事業効果（定量的・定性的効果、経済・財務分析（内部収益率（EIRR、FIRR））、環境社会影響度合、概算事業費を算出し、複数の事業オプション間での比較検討及び評価を行う。

12) ファイナンススキームの検討及び各事業オプションの概算事業費の算定

円借款、ADB等の他機関との協調融資、及びPPPスキームでの実施を想定した同区間の事業オプション毎の「イ」国負担額を含む概算事業費について内貨・外貨に区分して積算する。なお、報告書には事業費の総表を記載することとする。

13) 結論と提言

本調査の結論とともに、ジャカルタ～スラバヤ間での準高速鉄道の事業化に向けて想定される今後の補完調査実施にあたって、詳細に検討すべき事項の整理と左記の内、「イ」国側で検討・対応すべき事項についても整理し、提案する。

14) 現地ワークショップ・セミナーの開催

「イ」国側のステークホルダー等に対し、意見の徴収及び調査結果への反映や左記結果

の周知・活用が図られるよう、最低でも計4回程度の現地セミナー又はワークショップ(キックオフ会合、進捗確認会合、インテリム・レポート検討会合及びドラフト・ファイナル・レポート検討会合等を想定)を開催する。

15) 関係者への説明・協議・調整

「イ」国カウンターパート機関及び日本側関係者に対し、本調査や各種レポートに関する説明や協議を実施し、レポートの最終化に向けて必要な調整等を行う。また本邦企業（鉄道、都市開発関連）に対して説明会を実施する。また、調整結果は、別途協議議事録として取りまとめ、JICAに提出する。

16) 在インドネシア共和国日本国大使館及びJICAインドネシア事務所への報告

現地調査で得られた結果概要を、帰国前に在インドネシア共和国日本国大使館及びJICAインドネシア事務所に報告し、報告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。

17) インテリム・レポートの作成、説明・協議

調査の中間時にインテリム・レポートを作成し、JICA、先方実施機関及び関係機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。なお、同レポートでは、「イ」国側の調査の状況を踏まえつつ、複数の事業オプションの素案について提示することを想定。

(3) 帰国後国内作業

1) 帰国報告会での報告

現地調査実施後にJICA等が開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要について説明・協議を行う。

2) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

これまで実施した本調査の全ての結果を取りまとめた上で、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA、先方実施機関及び関係機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。なお、同レポートでは、「イ」国側の調査の状況を踏まえつつ、ファイナンススキームを含む、複数の事業オプション案について提示することを想定。

3) ファイナル・レポートの作成、説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改訂し、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書に記載する内容は、「7. 調査内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること各報告書の「イ」国側への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得ること。また、各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図った上で「イ」国関係機関等へ提

出及び説明を行うものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始時（2017年8月中旬）

部数：和文10部、英文20部、電子データ版5部（和文・英文収納）

2) インテリム・レポート

記載事項：対象区間における準高速化に係る複数の事業オプション検討結果

提出時期：調査中間時（2017年11月下旬）

部数：和文10部、英文20部、電子データ版5部（和文・英文収納）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2018年3月上旬

部数：和文要約10部、英文要約20部、和文10部、英文30部、電子データ版5部（和文・英文収納）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2018年4月下旬

部数：和文要約10部、英文要約20部、和文10部、英文20部、電子データ版10部（和文・英文収納）

(2) その他提出物

1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報の作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

記載事項：調査業務日とその概要

提出時期：業務月の翌月の最初の営業日

部数：1部（自社用に保管が必要な場合は2部）

2) 議事録等

「イ」国関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議時の議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日間を目安にJICAに提出すること。

3) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後15日以内

部数：和文5部（簡易製本）電子データ3部

4) 収集資料

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部数：電子データ3部

5) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象区間等の現状等が明確に把握できるものを収め、事業実施前後の状況が比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

提出時期：ファイナル・レポート提出時

部数：電子データ2部（jpeg形式）

6) その他

上述の提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

(3) 報告書の印刷・電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（平成22年3月）」を参照すること。なお、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知見ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

と。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

調査は2017年8月初旬より開始し、2018年5月下旬の終了を目指す。調査工程及び各種報告書の提出時期は、目安として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及び「イ」国側関係機関との協議の上で変更することがある。

年	2017					2018				
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
国内作業	■			■	■		■	■	■	
現地業務		■■■■■		■■		■■■■■	■■■■■			
報告書	▲ IC/R				▲ IT/R			▲ DF/R	▲ F/R	

IC/R：インセプション・レポート

IT/R：インテリム・レポート

DF/R：ドラフト・ファイナル・レポート

F/R：ファイナル・レポート

2. 業務量の目途

合計：31.17 MM

3. 調査分野／業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。但し、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、必要に応じてコンサルタントにて通訳を備上し、先方と協議することを認める。

- (1) 総括／鉄道・交通計画 (1) (2号)
- (2) 軌道計画
- (3) 建築・設備計画
- (4) 運行・車両・車両基地計画 (3号)
- (5) 線形・土木・施設計画
- (6) 電力・変電所計画
- (7) 信号・通信計画 (3号)
- (8) 交通需要予測
- (9) 事業運営
- (10) 法制度・技術基準

- (11) 概算事業費積算
- (12) 事業スキーム・経済財務分析
- (13) 環境社会配慮・ジェンダー
- (14) 駅周辺開発（土地制度）
- (15) 駅周辺開発（土地利用・開発計画）
- (16) 人材育成
- (17) 維持管理計画
- (18) 業務調整／鉄道・交通計画（2）

4. 現地再委託

本調査において現地再委託は想定していないが、必要に応じ、現地の経験・知見を有する民間企業等に再委託することも認める。また、プロポーザルでは、現地再委託業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前にJICAの承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（Excelファイル、Wordファイル等）も収集の上、JICAに提出すること。

5. 相手国の便宜供与

本調査業務はJICAの責任において実施するものであることから、「イ」国側から特別な便宜供与を得られるものではない。但し、本調査実施にあたり、JICAインドネシア事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターを発行するなど、円滑な調査実施のための協力をを行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかるJICAインドネシア事務所の支援を必要とする場合は、JICAインドネシア事務所に隨時連絡・協議すること。

6. JICAより配布／貸与する資料

- ・「ジャワ幹線鉄道電化複々線化事業連携実施設計調査事前調査報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000002940.html>
- ・「ジャワ北幹線鉄道複線化事業」事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ia/evaluation/pdf/2009_IP-427_4_f.pdf
https://www2.jica.go.jp/ia/evaluation/pdf/2014_IP-489_4_f.pdf
- ・「ジャワ北幹線軌道修復事業」事後評価報告書
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2002/pdf/project_06_all.pdf
- ・「ジャワ北幹線橋梁修復事業」事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ia/evaluation/pdf/2005_IP-392_4_f.pdf

7. 調査用資機材

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可証、及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定様式により報告するものとする。

8. その他

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所や在インドネシア共和国日本国大使館などから十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について、同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現時点ではジョグジャカルタ地域においてテロ等のリスクの具体的な兆候は認められていないが、ジャワ島内でも小規模ながらテロ事案が散見されているところ、潜在的なテロリスクを念頭に、受注企業に対しては、外務省たびレジ、JICAインドネシア事務所緊急連絡網への登録を徹底し、JICAインドネシア事務所の安全対策措置及び行動規範の情報提供を行い、それらの遵守を徹底する。

(2) 複数年度契約について

本業務は、年度にまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上